

平成18年8月3日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課長 藤木 則夫様

特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会
代表 伊澤 雄一
東京都精神障害者共同ホーム連絡会
代表 若月 奈美
特定非営利活動法人 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会
理事長 戸高 洋充

ホーム事業(共同生活介護・共同生活援助)利用者の入院中の給付継続を求める要望書

【要望趣意】

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本年10月からの「障害者自立支援法」の障害者福祉サービスに関する本格施行を前に、私たち精神障害者を対象とした共同生活介護・共同生活援助事業の関係者は、大きな不安と危機感を抱いています。それは「日額制」の導入により、従来の運営とはまったく異なる制度環境への戸惑いはもとより、利用対象者が入院した場合の「日額給付除外措置」への不安と危機感です。

実情として、グループホーム等に入居している人のなかには、新しい生活環境への適応のプロセスにおいて不調を訴える人や、日々の生活課題への取り組みにより状態を損ね、不穏な状態に陥る人は決して珍しくありません。その場合の対応のひとつとしてある「入院」は、ホーム入居前とは異なり、いわゆる“攻めの入院”(大きな失調状態に陥るのを防ぎ、入院の長期化を回避し、早期のホーム復帰を可能にする)というものであり、状況をこじらせず、その後の展開を円滑にする有効な手立てであると私たちは認識しています。

「入院中は居室に滞在せず生活支援は実施されていないので、給付の対象から除外する」という対応は、世話人やサービス管理責任者が入院中には支援もせず放置しているということでしょうか。しかしたとえば、病院訪問による直接的な家族的支援をはじめとして、医療関係者との協議による退院後の支援の再構築、家族との関係調整、留守居室の保安全管理等々、入院中も総合的な生活支援が継続的に実施されています。このような支援により、短期で入院医療を利用し状態のたて直しをはかり、ホームに復帰される人が大勢いるのです。

現状のままでは、給付の途絶により入院中の支援を断念せざるを得ない事業所が多くなります。入院した人は、復帰の道が絶たれ地域生活の夢もかなわず、まさに「社会的入院」の常態に陥るといって、深刻な経過を辿る可能性が高くなります。こうした「事態」が、社会的自立の促進を提唱した法の精神を大きく損なうことは申し上げるまでもありません。

以上のような極めて深刻な状況を回避するためにも、制度の運用に際して特段のご配慮をいただきたく、つぎのとおり要望いたします。ご高配のほどよろしくお願いいたします。

【要望項目】

- 1、入居利用者の地域生活継続の夢を奪わず、ホーム運営事業費の確保が困難にならないよう、ホーム入居者の入院中の給付は継続的に実施してください。